

○厚生労働省告示第二百六十五号

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十二条の五の四第二号の規定に基づき、解散基金加入員に係る厚生年金保険法第六十五条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法を次のように定め、平成十七年十月一日から適用する。

平成十七年六月二十九日

厚生労働大臣 尾辻 秀久

解散基金加入員に係る厚生年金保険法第六十五条第四項に規定する年金給付等積立金の額の計算方法

厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）第五十二条の五の四第二号に掲げる場合における厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号。以下「法」という。）第百六十五条第四項に規定する年金給付等積立金（以下単に「年金給付等積立金」という。）の額は、第一号に掲げる額に第二号に掲げる額を乗じて得た額を第三号に掲げる額で除して得た額とする。

一 年金給付等積立金を移換する日（以下「移換日」という。）の属する事業年度の前事業年度の末日（当該移換日がその日の属する事業年度の四月一日から九月三十日までの間にあるときは、前々事業年度の末日。第三号において同じ。）における法第八十五条の二に規定する責任準備金に相当する額

二 移換日における法第百六十五条第一項に規定する中途脱退者等に係る過去期間代行給付現価の額（法附則第三十条第三項の規定により準用する同条第二項に規定する過去期間代行給付現価の額をいう。次号において同じ。）

三 移換日の属する事業年度の前事業年度の末日における法第百四十九条第一項の企業年金連合会の過去期間代行給付現価の額の総額